

札幌市告示第 5233 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく
公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理
者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基
づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称
一般財団法人札幌市スポーツ協会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
○札幌市麻生球場（札幌市北区麻生町 7 丁目）
○札幌市平岸庭球場（札幌市豊平区平岸 5 条 19 丁目）
○厚別公園（札幌市厚別区上野幌 3 条 1 丁目ほか）
○円山総合運動場（札幌市中央区宮ヶ丘ほか）
※円山スケート場を含む
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理運營業務
 - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。